

珠洲トチポ利用規約

第1条（総則）

1. 本規約は、株式会社北國銀行（以下、「銀行」といいます）が提供するトチツーカーシステムに関して珠洲トチポ等サービスの利用を申込みした方（以下、「ユーザー」といいます）の遵守事項並びに珠洲市（以下、「本市」といいます）及びユーザーの権利義務関係を定めることを目的とします。
2. ユーザーは、本規約に記載のすべての事項に同意する必要があります。ユーザーは、珠洲トチポ等サービスの利用にあたり、あらかじめ本規約を精読し、理解した上で同意するものとします。
3. ユーザーが珠洲トチポ等サービスを利用した場合、ユーザーは本規約を読み、理解し、かつこれに従うことに同意したものとします。
4. 前二項に従って本市とユーザーとの間に、珠洲トチポ等サービスの利用契約が成立します（以下、「珠洲トチポ等サービス利用契約」といいます）。

第2条（定義）

本規約において以下の各号の用語は、本規約に別段の定めがある場合を除き、当該各号記載の意味を有するものとします。

- (1) トチツーカーシステム 銀行が提供するデジタル地域通貨システムをいいます。
- (2) アプリサービス 銀行がユーザーに提供するトチツーカーシステムに関するアプリ上のサービスをいいます。
- (3) トチツーカーアカウント 銀行所定の手続を経て開設される、アプリサービスにおいてユーザーに割り当てられた固有のアカウントをいいます。
- (4) 珠洲トチポ 本市によってトチツーカーシステムを利用して発行されるポイントであって、ユーザーのトチツーカーアカウントにおいて保有され、ユーザーが加盟店店舗で対象商品等の代金等の決済のために使用することができるポイントをいいます。なお、1ポイントは1円に相当します。
- (5) 珠洲ポイント 発行体が別途定める加盟店店舗でのみ対象商品等の代金等の決済のために使用することができるポイントをいいます。
- (6) 珠洲トチポ等 珠洲トチポ及び珠洲ポイントの総称をいいます。
- (7) 珠洲トチポ等サービス 珠洲トチポ等による対象商品等の代金決済等に係るサービスをいいます。
- (8) トチカ 銀行がトチツーカーシステムを利用して発行するデジタル地域通貨であって、トチカウォレットを開設しているユーザーのトチカウォレットにおいて保有され、ユーザーが加盟店店舗で商品やサービス等の代金等の決済のために使用することができます。なお、1トチカは1円に相当します。
- (9) トチカサービス トチカによる対象商品等の代金決済等に係るサービスをいいます。
- (10) トチカウォレット トチカサービスを利用するためにユーザーが銀行所定の手続を経て開設するトチカを管理するアプリサービス上の機能をいいます。また、トチカウォレットにて管理するトチカに対して、利息は付与されません。
- (11) トチツーカーサービス 珠洲トチポ等サービス、トチカサービス及びそれらに付随して提供されるサービスを総称していいます。
- (12) 加盟店 珠洲トチポ等サービスによる決済を受け入れる、本市が珠洲トチポ等サービスの管理及び運用を委託している銀行との間で銀行所定の加盟店契約を締結した者をいいます。
- (13) 対象商品等 取引の対象となる物品、役務、情報、権利等をいいます。
- (14) 加盟店店舗 銀行と加盟店契約を締結している加盟店が運営する店舗であって、加盟店が銀行に届け出て銀行の承認を得た店舗をいいます。

- (15) 決済手段 対象商品等の代金等につき、アプリサービスで認められている支払方法の総称をいいます。
- (16) 取引 ユーザーと加盟店店舗間において対象商品等の売買契約、提供契約等の締結をすることをいいます。
- (17) 顧客情報 アプリサービスの利用のため必要となる氏名、生年月日、性別、住所、メールアドレス、その他のユーザーに関する銀行所定の情報 (Digital Platformer 株式会社 (以下、「DP 社」といいます) が運営する ID 発行・本人確認用アプリ「SHIKI」から受け取る本人確認情報を含みます) をいいます。
- (18) 提携金融機関 銀行が指定するトチツーカーサービスに関して銀行と提携する金融機関をいいます。
- (19) 石川県広域データ連携基盤 (IDCP) 石川県の提供する行政サービスで、いしかわ ID の発行・管理サービスおよび石川県の保有するパーソナルデータをデータ主体 (利用者) の同意状況に基づき市町やサービス事業者に連携・提供するサービスをいいます。
- (20) いしかわ ID 石川県広域データ連携基盤 (IDCP) の利用者の識別子として発行される ID をいいます。
- (21) いしかわポータル 石川県が整備するポータルサイトで、利用者個人や属性に応じて、県や市町の行政に関して、必要な情報を、必要なときに、配信するサービスをいいます。

第3条 (珠洲トチポ等サービス)

1. ユーザーは、本市所定の方法により、珠洲トチポ等サービスの利用申込を行い、本市の承認を得るものとします。また、ユーザーは、顧客情報が常に最新のものであるように維持するものとします。なお、これらの情報の内容については、トチツーカーサービスで共有されます。
2. 珠洲トチポ等サービスを利用するユーザーは日本に居住している個人とし、ユーザーは珠洲トチポ等サービスを日本国内でのみ利用するものとします。また、ユーザーが未成年者である場合は、あらかじめ自身の法定代理人の同意を得た上で、珠洲トチポ等サービスを利用するものとします。当該ユーザーは、本市から法定代理人に対し、同意の確認の連絡をする場合があることにあらかじめ同意するものとします。
3. 本市は、ユーザーの確認をするために必要な問い合わせをする場合があります。この問い合わせには、例えば、本市がユーザー本人を確認するために合理的な範囲で役立つ情報の提供をお願いすること、本市のデータベースに対して、若しくはその他の情報源を通して、ユーザーの顧客情報を確認することなどが含まれます。本市は、かかる情報を取得し、又は確認することができなかった場合、ユーザーの珠洲トチポ等サービスのご利用について、アクセスの制限、一時停止又は解除をすることができるものとします。
4. 本市は、その理由又は通知の有無に関わらず、単独かつ完全な裁量により、ユーザーからの利用申込を承認し、又は拒否することができます。利用申込を拒否した場合、本市は、ユーザーに対してその理由を開示する義務を負わないものとします。
5. 前項の規定に基づき本市の承認を得た者は、アプリサービスの利用のために入力したメールアドレスやパスワード等を厳格に管理し、第三者その他のトチツーカーアカウントにアクセスする正当な権限を有さない者にこれを利用してはならず、かつ、その盗用その他の不正利用を防止する措置を自らの責任において行うものとします。
6. 珠洲トチポ等サービスに係る一連の通信はすべて正当な権限を有するユーザーにより行われたものとみなし、本市は、不正利用その他の事故等により生じた損害について、本市に故意又は重過失がない限り、責任を負わないものとします。また、不正利用されたことにより本市に損害が生じた場合、当該ユーザーは当該損害を賠償するものとします。

第4条（いしかわ ID 連携）

1. ユーザーは、珠洲トチポ等サービスを利用するにあたり、石川県が運営する石川県広域データ連携基盤（IDCP）において、当該登録ユーザーに付与されたいしかわ ID およびパスワード（以下、あわせて「いしかわ ID 等」といいます）を使用し、珠洲トチポ等サービスの認証を行うものとしします。
2. ユーザーが、いしかわ ID 等を使用して珠洲トチポ等サービスの認証を行う場合、トチツーカーアプリといしかわ ID を連携させるための本市指定の手続きを行い、手続き完了時にいしかわ ID はトチツーカーアプリに提供されるものとしします。
3. ユーザーは、いしかわ ID 等およびいしかわポータルユーザー情報の登録・管理等を自己の責任において行うものとしします。ユーザーのいしかわ ID 等及びいしかわポータルのユーザー情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用によるユーザーのいしかわ ID 等およびいしかわポータルユーザー情報の不正使用などにより、ユーザー、本市、石川県または第三者に損害が生じた場合、ユーザーが一切の責任を負うものとし、本市は一切責任を負いません。また、本市に損害が生じた場合は、ユーザーは当該損害を本市に対し賠償するものとしします。
4. 本市または石川県のシステムが正常に動作しないことにより、ユーザー登録情報連携の誤りやユーザーの個人情報漏洩が生じたまたはそのおそれがあると本市が判断した場合、本市はユーザーに事前に通知することなく、ユーザー登録情報連携により作成されたユーザーとしての登録の抹消または利用を一時停止させることができるものとしします。

第5条（決済）

1. ユーザーは、珠洲トチポ等を、1 ポイントを 1 円相当額として加盟店店舗における対象商品等の代金の決済に利用できるものとしします。
2. ユーザーは、対象商品等の代金等の決済をするときに珠洲トチポ等での決済を希望する場合、本市所定の方法で珠洲トチポ等による決済を指定するものとしします。
 - ① ユーザーは、加盟店店舗に設置されたトチツーカー二次元コードを自己の端末から読み取り、当該決済において使用を希望する珠洲トチポ等を減じる操作を行います。
 - ② 決済完了時に自己の端末上に表示される決済完了画面を加盟店店舗に対して提示し、ユーザー自らも確認するものとしします。
3. 前項の規定に従って決済操作のなされた対象商品等の代金等の金額が、決済を行うユーザーのトチツーカーアカウントに記録された珠洲トチポ等の残高の範囲内である場合、本市は、当該残高から対象商品等の代金等に相当する額の珠洲トチポ等を減算します。当該減算がなされ、かつ当該減算相当額が加盟店に計上された時点で、ユーザーは、加盟店店舗に対する対象商品等の代金等の支払義務を免れるものとしします。
4. 前項の定めにかかわらず、前項に基づき珠洲トチポ等による決済が指定された場合において、対象商品等の代金等に相当する額が珠洲トチポ等の残高を超過するとき、ユーザーは、超過金額を現金その他の方法で加盟店店舗に対して支払うものとしします。
5. 本市は、ユーザーと加盟店店舗との間の対象商品等又はその他取引について、当事者、代理人、仲介人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関し、法的責任も負わないものとしします。珠洲トチポ等を利用した取引に債務不履行、返品、瑕疵その他の事由に基づく問題が生じた場合であっても、本市は珠洲トチポ等の返還を行う義務を負わず、ユーザーと加盟店との間で解決するものとしします。
6. 前項の定めにかかわらず、ユーザーと加盟店店舗との間の対象商品等の取引が本市所定の方法によって取消又は解除された場合、本市は、本市の裁量により、当該ユーザーのトチツーカーアカウントに、第3項又は第4項に基づき差し引いた珠洲トチポ等を返還することがあります。

第6条（残高確認方法）

1. ユーザーは、アプリサービスの残高確認画面（以下「残高確認画面」といいます）において、珠洲トチポ等の残高を確認することができます。
2. 一部の加盟店店舗においては、トチツーカーシステムの不備その他の理由により、ユーザーが使用した珠洲トチポ等が即時にその保有残高から引き落とされない結果、残高確認画面において表示される珠洲トチポ等残高と当該ユーザーの実際の保有残高が異なることがあります。

第7条（精算）

第4条第1項に規定する決済を受けた加盟店が行う精算手続を除き、珠洲トチポ等を換金することはできません。

第8条（有効期限）

1. 珠洲トチポの有効期限は、発行時に本市が別途定める場合を除き、発行を受けた日から1年後の応当日の属する月の末日（以下「有効期限日」といいます）とし、有効期限日の翌日の0時をもって失効するものとします。失効した珠洲トチポは消滅するものとし、その後の利用はできないものとします。
2. 珠洲ポイントの有効期限は、発行時に本市が別途定めるものとします。失効した珠洲ポイントは消滅するものとし、その後の利用はできないものとします。
3. 第1項及び第2項に規定する有効期限を本市が別途定めた場合、当該有効期限を残高確認画面への表示又はこれに類する方法によってユーザーに通知します。
4. 本市は失効した珠洲トチポ等に相当する金額の返金を行わないものとします。
5. 本市は、前項の措置により生ずるユーザーの損害について、本市に故意または重過失がない限り、責任を負わないものとします。

第9条（解約）

1. ユーザーは、本規約に定める条件及び本市所定の方法により珠洲トチポ等サービスを解約することができます。
2. 前項に基づく解約と同時に、当該ユーザーは珠洲トチポ等サービスを利用することができなくなるものとします。この場合、本市は、当該ユーザーの珠洲トチポ等サービスに関するデータを削除することができるものとします。
3. 珠洲トチポ等サービスが解約された場合やその他珠洲トチポ等サービスの利用ができなくなった場合、当該解約時点又は本市が別途定めた場合には当該時点で、トチツーカーアカウントに残っている珠洲トチポ等その他の珠洲トチポ等サービスに関連して保有する権利は自動的に失われるものとします。この場合、本市は、補償又は返還等を行う義務を負わないものとします。
4. 本市は、第1項に基づく解約後も、当該ユーザーが珠洲トチポ等サービスの利用のために登録した情報を保有又は利用することができるものとし、ユーザーはこれを了承するものとします。
5. ユーザーは、第1項に基づく解約後においても、解約時点で本市又はその他の第三者に対して本規約に基づき負担する一切の義務及び債務（損害賠償支払義務を含みますが、これに限られません）を免れないものとします。
6. 本市は、第1項に基づく解約により当該ユーザー及びその他の第三者に生じた損害につき、本市に故意又は重過失がない限り、責任を負わないものとします。
7. ユーザーが、第1項に基づく解約後、再度珠洲トチポ等サービスの利用を希望する場合は、再度本規

約に従って、珠洲トチポ等サービス利用開始の手続をしなければならないものとします。この場合においても、ユーザーは、当該ユーザーが解約前に利用できた取引履歴等の情報及びユーザーが保有していた珠洲トチポ等その他の珠洲トチポ等サービスに関連して保有する権利が新しいトチツーカーアカウントに引き継がれないことを了承するものとします。

第10条（ユーザーとしての遵守事項）

1. ユーザーは、以下の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。
- (1) 法令、要綱又は本規約及び本規約に付随して制定される特約、ガイドライン及びマニュアル等（以下「本規約等」といいます）に違反する行為。
 - (2) 公序良俗に反する行為。
 - (3) 本市又は第三者の財産権（知的財産権を含む）、肖像権、名誉、プライバシーその他の権利を侵害する行為。
 - (4) 本市又は本市の提供する商品若しくは珠洲トチポ等サービスの社会的評価を低下させる行為。
 - (5) 珠洲トチポ等サービスの正常な提供又は運営を妨げる行為。
 - (6) 不正アクセス、有害なコンピュータープログラム等の送信、その他トチツーカーシステムの正常な運用を妨げる行為。
 - (7) 他の人物又は企業その他の団体を名乗る行為。
 - (8) 他人のトチツーカーアカウントを利用して珠洲トチポ等サービスを利用する行為。
 - (9) 商業用の広告、宣伝を目的とした行為。
 - (10) 選挙運動に関するあらゆる行為に珠洲トチポ等サービスを利用すること。
 - (11) マネーロンダリング及びテロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令及び犯罪関与等に抵触する行為。
 - (12) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力的行為。
 - (13) 宗教活動又は宗教団体への勧誘行為。
 - (14) 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示又は提供する行為。
 - (15) トチツーカーシステムに支障を与える行為、BOT、チートツール、その他の技術的手段を利用してサービスを不正に操作する行為、トチツーカーシステムの不具合を意図的に利用する行為、その他本市による珠洲トチポ等サービスの運営又は他のユーザーによるこれらの利用を妨害し、これらに支障を与える行為。
 - (16) 珠洲トチポ等サービスを提供する目的から逸脱した行為。
 - (17) 珠洲トチポ等サービスの利用を行わないよう扇動する行為。
 - (18) 前各号に定める他、本市がその裁量により不相当であるとみなす行為、また珠洲トチポ等サービスの運営方針に外れるとみなす行為。
2. ユーザーは、珠洲トチポ等サービスに関して、以下に記載することを行ってはならないものとします。
- (1) 不正な方法により珠洲トチポ等を取得し、又は不正な方法で取得された珠洲トチポ等であることを知って利用する行為。
 - (2) 珠洲トチポ等又はトチツーカーアカウントを偽造若しくは変造し、又は偽造若しくは変造された珠洲トチポ等であることを知って利用する行為。
 - (3) 珠洲トチポ等を本市所定の方法以外の方法で、現金、財物その他の経済上の利益と交換する行為。
 - (4) 上記のいずれかに該当する行為を援助又は助長する行為。

第11条（珠洲トチポ等サービスの利用停止及び解除）

1. 本市は、ユーザーが以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしにユーザーの珠洲トチポ等サービスの全部又は一部の利用を停止することができ、ユーザーの珠洲トチポ等利用契約を解除することができるものとします。この場合、本市は、その理由を説明する義務を負わないものとします。
 - (1) 法令又は本規約に違反したとき。
 - (2) ユーザーが登録した顧客情報が虚偽の情報であるとき。
 - (3) ユーザーの登録した顧客情報が既存の登録と重複しているとき。
 - (4) 本市所定の一定期間内に利用がなかったとき。
 - (5) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき。
 - (6) 差押、仮差押その他の強制執行、強制競売又は滞納処分の申立てを受けたとき。
 - (7) 破産又は民事再生の申立てがあったとき。
 - (8) ユーザーが死亡したとき。
 - (9) 決済事業者又は収納代行業者から、ユーザーによる珠洲トチポ等サービスの利用停止をさせるよう要請があった場合又はユーザーに対する決済サービスの提供停止措置がとられたとき。
 - (10) 本規約に基づく本市からユーザーへの本人確認の求めに対して、当該ユーザーが本市の指定した期限又は合理的な期間が経過するまでに応じなかったとき。
 - (11) 前各号の他、ユーザーとの取引継続を困難とする相当の事由が生じたとき。
2. ユーザーが前項各号（第4号を除きます）の事由のいずれかに該当した場合には、ユーザーは、本市に対する珠洲トチポ等サービスに関する債務につき当然に期限の利益を失うものとします。
3. 本市は、ユーザーにつき第1項各号に定める事由が生じた可能性があるとして認めた場合、違法行為への関与が疑われる場合その他本市が必要と認める場合には、当該ユーザーが関与する取引の停止又は解除その他の措置をとることができるものとします。
4. 本条に定める措置は、本市のユーザーに対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
5. 本市は、本市に故意又は重過失がない限り、本条に定める措置によりユーザーに生じた損害につき責任を負わず、利息その他名目を問わず追加の金銭を支払わないものとします。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. ユーザーは、本市に対して、珠洲トチポ等サービスの利用契約成立日において、自らが以下の各号のいずれにも該当しないことを、ここに表明し、将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力団。
 - (2) 暴力団構成員（準構成員を含む。以下、同様とする）、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - (3) 暴力団関係企業又は本項各号に定める者が出資者又は業務執行について重要な地位にある団体若しくはこれらの団体の構成員。
 - (4) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる集団又は個人の構成員。
 - (5) 前各号に準じるもの。
2. ユーザーは、本市に対して、珠洲トチポ等サービスの利用契約成立日において、以下の各号のいずれにも該当していないことを、ここに表明し、将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力団等（第1項各号に該当する者を指します。以下同様です）が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役職員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
3. ユーザーは、自ら、又は第三者をして以下の各号の何れかに該当する行為及び該当するおそれのある行為を行わないことを誓約するものとします。
- (1) 脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること。
 - (2) 風説の流布、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は名誉・信用を棄損すること。
 - (3) 法的責任を超えた不当な要求をすること。
 - (4) 自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
 - (5) 前各号に準ずる行為を行うこと。
4. 本市は、珠洲トチポ等サービスの利用契約成立日以降に (a) 第1項各号及び第2項各号に定める表明及び保証事項が虚偽若しくは不正確となる事由が判明若しくは発生し、若しくは発生すると合理的に見込まれる場合、また (b) 前項に定める誓約に違反する事由が判明若しくは発生した場合には、催告・通知その他の手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。
5. 本条による解除は、本市のユーザーに対する損害賠償請求を何ら妨げるものではないものとします。
6. 本条による解除によってユーザーに損害が発生した場合でも、本市は責任を負いません。

第13条（決済順位）

ユーザーが、加盟店店舗において、トチツーカーアカウント及びトチツーカーアカウントに残高として記録されている珠洲トチポ等及びトチカを利用して代金等の決済を行う場合、トチツーカーアカウント内のトチポ等（ただし、当該加盟店店舗で決済に利用することがトチポ等の発行体に承認されているものに限り）又はトチカの残高は、次の順位で使用されるものとします。

(1) 珠洲トチポ等

ただし、単一の珠洲トチポ等において複数の有効期限がある場合、有効期限が早く到来するものから使用されるものとし、有効期限が同一の場合はそれらの珠洲トチポ等のうち発行された日が古い順に使用されるものとします。

(2) トチカ

第14条（システム）

本市は、珠洲トチポ等サービスを提供するためのトチツーカーシステムを構成するハードウェア、ソフトウェア及びデータベース、並びにトチツーカーシステムにより表示される Web サイト及びアプリケーション画面その他の画面等について、ユーザーにあらかじめ通知することなくその内容や仕様を変更することができるものとします。

第15条（サービスの一時停止）

1. 本市は、珠洲トチポ等サービスの運営又はトチツーカーシステムの保守運用上の必要が生じた場合、システムに負荷が集中した場合、珠洲トチポ等サービスの運営に支障が生じると本市が判断した場合、ユーザーのセキュリティを確保する必要があると判断した場合その他本市の裁量により必要であると判断した場合には、ユーザーに事前に通知することなく、珠洲トチポ等サービスの全部又は一部の提供を一

定期間停止することができるものとします。なお、この場合、本市は、ユーザーに対し、損害賠償等の責めを負わないものとします。

2. 天災地変、戦争、内乱、法令（日本及び日本以外の国又は地域の制定するものを含みます。以下同じ）の改廃・制定、公権力の処分、経済情勢の著しい変動その他不可抗力により、珠洲トチポ等サービスの履行不能又は遅延が生じたときであっても、本市は本市に故意又は重過失がない限り、責任を負わないものとします。

第 16 条（サービスの終了）

1. 本市は、本市の裁量により、珠洲トチポ等サービスの全部又は一部を終了及び変更することができるものとします。
2. 本市は、珠洲トチポ等サービスの終了及び変更による損害について、ユーザー及び第三者に対して本市に故意又は重過失がない限り、責任を負わないものとします。

第 17 条（本規約等の変更）

1. 本市は、相当の事由があると判断した場合には、本規約又は民法第 548 条の 4 第 1 項第 2 号の規定に従い、本規約等をいつでも変更することができるものとします。
2. 本市は、本規約等を変更するときは、ユーザーに通知し、又は本市のウェブサイトにおける表示により告知するものとします。
3. ユーザーが本規約等の変更同意した場合、本規約等の変更の効力が生じた後、ユーザーが珠洲トチポ等サービスを利用した場合（この場合には、変更後の本規約等に同意したものとみなします）又は民法第 548 条の 4 第 1 項第 2 号の規定に従った本規約等の変更の効力が生じた場合、変更後の本規約等が適用されるものとします。

第 18 条（ユーザー間の紛争）

1. 本市が別途明示的に定めた場合を除き、本市は、ユーザーが珠洲トチポ等サービスを利用して行うユーザー同士の紛争に関し、当事者、代理人又は仲立人とならないものとします。
2. 本市が別途明示的に定めた場合及び本市に責めがある場合を除きユーザーは、珠洲トチポ等サービスに関してユーザー間で紛争が生じた場合には、すべてユーザーの責任と負担において解決するものとします。また、当該紛争に関して本市が対応費用等（弁護士費用を含みますがこれに限られません）の支出を余儀なくされた場合、ユーザーはその全額を本市に支払うものとします。

第 19 条（利用許諾）

本市はユーザーに対し、ユーザーによる利用を唯一の目的として、珠洲トチポ等サービスの非独占的な利用権を許諾します。珠洲トチポ等サービスには、ユーザーが珠洲トチポ等サービスを利用するために必要となる本市所定のコンピュータープログラム及びこれに関連したユーザーガイド、マニュアル等のドキュメント（電子データの形態のものを含みます）が含まれます。

第 20 条（知的財産権）

珠洲トチポ等サービスにおける文章、イラスト、写真、動画、プログラムその他一切のコンテンツの著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権その他一切の権利は本市又は DP 社に帰属します。ユーザーは、あらかじめ本市又は DP 社の書面の承諾を得た場合を除き、これらの複製、改変、公衆送信、販売その他二次利用はできないものとします。

第 21 条（個人情報等の取り扱い）

1. 本市は、個人情報の保護に関する法律（平成 5 年法律第 57 号）及び珠洲市個人情報保護法施行条例に従って個人情報等を取り扱うものとします。
2. ユーザーは、本市が珠洲トチポ等サービスを運営するためにトチツカシステムの管理保守業務を委託する場合において、相手方に対し、本市が必要な措置を講じたうえで珠洲トチポ等サービスに関する情報を提供し、委託先が委託の範囲内で利用することについて同意するものとします。

第 22 条（本市が収集する情報）

1. 本市は、次項及び第 3 項に定めるとおり、個人情報等を収集します。
2. 珠洲トチポ等サービスの利用時に必要なユーザーの情報を次に定めるとおり収集します。
 - (1) ユーザーの氏名、メールアドレス、生年月日、住所（居住先、請求先及び配送先も含まれます）、その他の珠洲トチポ等サービスの運営に必要な情報等。また、ユーザーは、珠洲トチポ等サービスの利用に関して、本市が要求する本人確認のための情報を提供するものとします。
 - (2) ユーザーの決済手段に関連付けられるユーザーの登録情報等。
3. 珠洲トチポ等サービスを利用する際に生成される情報を次に定めるとおり収集します。
 - (1) ユーザーが珠洲トチポ等サービスを利用する際のユーザーが使用しているモバイル機器のモデル、オペレーティング・システムのバージョン、固有の識別子、携帯電話ネットワーク情報、ユーザーの IP アドレス、ブラウザの種類、珠洲トチポ等サービスへのアクセス履歴といった標準的なログ情報など、モバイル機器に関連した情報等。
 - (2) ユーザーが珠洲トチポ等サービスを利用して取引を行う際の取引日時、代金等、商品又は珠洲トチポ等サービスの説明、ユーザーの氏名及びメールアドレス、使用された決済手段、取引に関してユーザーが入力した特記事項及び取引と関連した特別な割引などの、ユーザーによる各取引から生成される情報等。
 - (3) ユーザーが珠洲トチポ等サービスにおいて位置情報サービス対応の機器を利用する際の地理的な位置情報、又は、位置を特定するための方法（例えば、近くの携帯電話中継塔及び Wi-Fi アクセス地点に関するデータが分かる、ユーザーの機器から発生するセンサーデータなど）に関する情報等。
 - (4) システム活動、ハードウェアの設定、ウェブページに対するリクエスト、参照された URL などのユーザーの機器のイベント情報等。

第 23 条（本市が収集する個人情報等の使用目的）

1. 本市がユーザーの個人情報等を収集する主な目的は、ユーザーが珠洲トチポ等サービスを利用する際、簡単、迅速かつ安全な取引を行うことができるようにすることです。本市は、以下の目的でユーザーの個人情報等を使用することがあります。
 - (1) 珠洲トチポ等サービスへの申込みの処理。
 - (2) ユーザーへの珠洲トチポ等サービスの提供。
 - (3) 安全な方法による取引の実施及び確認。
 - (4) 取引に関する通知。
 - (5) 代金等の徴収。
 - (6) 現在及び将来に参照することを目的とした取引履歴の管理。
 - (7) 珠洲トチポ等サービスの利用促進を目的とした案内。
 - (8) 紛争解決の支援、及び他の形式によるユーザーサポートの提供。

- (9) 珠洲トチポ等サービス、コンテンツ及び宣伝の追跡、改善及びカスタマイズ。
 - (10) 正確性の確認のために収集された情報の比較、及び、権限がある第三者によるその正確性の確認。
 - (11) 潜在的に禁止された、又は違法な活動の阻止又は探知。
 - (12) 適用される法律、規定、規則、及び指針が定める開示義務の遵守及び実行。
 - (13) 収集された本来の目的に直接関連したその他の目的。
 - (14) 珠洲トチポ等サービス以外の本市の商品又は本市の関連会社若しくは提携先の商品を本市から案内するため。
 - (15) 行政サービス向上に向けたデータの利活用。
2. 本規約等で定めた目的以外の目的でユーザーの個人情報等を使用する場合、本市は、ユーザーに通知し、且つユーザーから事前の承諾を求めます。

第 24 条（インターネット接続環境）

1. 珠洲トチポ等サービスの利用には、インターネットに接続する必要があり、ユーザーの費用と責任において、珠洲トチポ等サービスを利用するために必要となる通信回線・機器・ソフトウェアその他一切の手段を用意するものとします。
2. 本市は、前項の機器等の準備、設置、操作に関し、保証又は関与せず、ユーザーに対するサポートも行いません。また、本市は、珠洲トチポ等サービスがあらゆる機器等に適合することを保証するものではありません。
3. ユーザーは、珠洲トチポ等サービスを利用する過程で、種々のネットワークを経由することがあることを理解し、接続しているネットワークや機器の種類等によっては、それらに接続したり、それらを通過するために、データや信号等の内容が変更されたりする可能性があることを理解した上で、珠洲トチポ等サービスを利用するものとします。
4. ユーザーがインターネット回線を通じて行う珠洲トチポ等サービスへの入力、アカウントの解約その他の手続は、トチツカシステムに当該手続の内容が反映された時点をもって有効に成立するものとします。
5. ユーザーは、トチツカシステムを複製、修正、改変又は解析し、不正にアクセスしてはならないものとします。また、ユーザーはトチツカシステムを第三者に貸与又は利用させてはならず、トチツカシステム又はその利用権を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならないものとします。

第 25 条（端末の盗難・紛失等）

ユーザーが珠洲トチポ等サービスの利用のために使用するスマートフォン等の端末の盗難・紛失があった場合、ユーザーの珠洲トチポ等サービスの情報が詐取・漏洩にあった場合、その他珠洲トチポ等サービスの不正利用の可能性が生じた場合、ユーザーは直ちに本市所定の珠洲トチポ等サービス利用停止手続を行うものとします。

第 26 条（損害賠償）

1. ユーザーが本規約に違反した場合、故意又は過失を問わず、当該ユーザーが、当該違反により損害を受けた他のユーザー及び第三者に対する損害賠償責任を含む一切の責任を負うものとします。また、ユーザーがかかる違反行為を行ったことにより、本市が損害を被った場合には、当該ユーザーは当該損害を賠償するものとします。
2. 本市は、本市による珠洲トチポ等サービスの提供の停止、終了又は変更、珠洲トチポ等サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障、ユーザーが珠洲トチポ等サービスの利用のために使用するスマ

ートフォン等の端末の盗難・紛失、ユーザーのトチツーカーアカウント情報の詐取・漏洩等、その他珠洲トチポ等サービスに関連してユーザーが被った損害につき、本市に故意又は重過失がない限り、賠償する責任を負わないものとします。本市の責任は、本市の過失による債務不履行又は不法行為によりユーザーに生じた損害のうち現実に発生した直接かつ通常の損害に限り、かつ、当該不履行又は不法行為時における当該ユーザーが保有する珠洲トチポ等の額を上限とします。

第 27 条（登録事項の変更）

1. 珠洲トチポ等サービスを利用するユーザーは、本市所定の登録事項に変更があったときは、本市所定の手続により、本市に通知するものとします。
2. 前項の登録事項に変更があったにもかかわらず、ユーザーが本市に対して通知していない場合、本市は、登録事項に変更がないものとして取り扱うことができるものとします。
3. ユーザーが第 1 項の通知を行わなかったことにより生じた損害については、本市は一切責任を負わないものとします。

第 28 条（通知）

1. 本市は、珠洲トチポ等サービスに関連するユーザーへの通知、連絡等（以下、「通知等」と総称します）を、アプリサービスに登録された電子メールアドレス宛ての電子メールの送信、珠洲トチポ等サービスメニュー画面への掲載、又は書面の郵送その他本市がその都度任意に選択する方法により行うことができるものとします。
2. ユーザーは、アプリサービスに登録されているユーザーのメールアドレスその他の登録情報に変更があった場合には、直ちに本市所定の方法により変更手続を行うものとします。アプリサービスに登録されているユーザーのメールアドレスその他の登録情報が不正確あるいは未更新である、サービスプロバイダーにより阻止されている、又はその他の理由で、ユーザーが本市からの電子メールを受信することができなかった場合においても、本市は、アプリサービスに登録されているユーザーのメールアドレスに送信した時点をもって、ユーザーに通知等をしたものとします。
3. 通知等がアプリサービス上のメニュー画面への掲載その他ウェブサイト上に掲載する方法によりなされた場合、当該通知等を掲載した時点で、本市からユーザーに提供したものとします。
4. 通知等が書面の郵送その他の方法によりアプリサービスに登録されたユーザーの連絡先に宛てて発信された場合、当該通知等は当該連絡先へ通常到達すべき時に到達したものとします。

第 29 条（契約上の地位）

1. 珠洲トチポ等サービスに関する一切の権利は、ユーザーに一身専属的に帰属します。ユーザーは、これらの権利を第三者に譲渡、貸与又は相続させることはできません。
2. ユーザーは、本市の書面による事前の承諾なく、本規約に基づく契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、貸与その他の処分をすることはできないものとします。
3. 本市が珠洲トチポ等サービスに係る事業を第三者に譲渡する場合、当該事業の譲渡に伴い、ユーザーの本規約に基づく契約上の地位、本規約に基づく権利・義務及びトチツーカーアカウント開設に伴い登録された情報その他の情報を、本市は当該事業の譲受人に譲渡することができるものとし、ユーザーは、かかる譲渡につき、あらかじめ承諾するものとします。

第 30 条（その他の規定）

1. 本市が本規約上の権利を行使しなかった場合でも、かかる権利を放棄するものではありません。
2. 本市が日本語以外の言語に翻訳した本規約をユーザーに提供した場合で、日本語版と翻訳版との間に矛盾があるときは、日本語版が優先するものとします。
3. 本規約は、法律に基づいて本市が有することができる権利を制限しないものとします。
4. 本規約は、ユーザーと本市との間で完全な合意を規定したものであり、且つユーザーとの間で従来存在するすべての書面又は口頭による取り決め、合意、又は言明した事項に優先するものとします。
5. 本規約の一部の規定が適用のある法律に基づいて無効であり、又は法的強制力がない場合、その規定以外の条項が有効に存続し、効力且つ法的強制力を有するように改正を行うものとし、法律が許容する限り、最大限に当事者の意思を反映させるものとします。
6. 珠洲トチポ等サービス利用契約が理由の如何を問わず終了した場合においても、第9条第2項から第7項、第10条、第11条第2項から第4項、第12条第5項及び第6項、第15条、第20条、第21条、第26条、第28条第2項及び第4項（当該終了の日までに発信された通知等に関してのみ）、第29条、第32条及び第33条は、無期限になお効力を有するものとします。

第31条（協議事項）

本規約等に定めのない事項及び本規約等の解釈の疑義については、ユーザー及び本市は、信義に従い誠実をもって協議することによって解決を図るよう努めるものとします。

第32条（準拠法）

珠洲トチポ等サービス利用契約及びこれに関連してユーザーと本市との間で形式又は名目の如何を問わず締結される契約それぞれの成立及び効力の準拠法は、日本国法とします。

第33条（裁判管轄の同意）

ユーザーと本市との間で訴訟の必要が生じた場合は、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。ただし、法定の専属管轄に服すべき場合はこの限りではありません。

第34条（苦情相談窓口・金融ADR措置）

本市の珠洲トチポ等サービスに関するお問い合わせ窓口は以下のとおりです。

(1) 珠洲市デジタル地域通貨担当

（珠洲市）

電話番号：0768-82-7878

開庁時間：午前8時30分～午後5時15分

閉庁日：土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

(2) トチツーカーヘルプデスク

（株式会社北國銀行）

電話番号：0120-122-711

受付時間：平日午前9時00分～午後5時00分

（北國銀行休業日を除く）

第35条（他規約等の準用）

珠洲トチポ等サービスに関し、本規約のほか、別途定める利用規約等が適用されるものとします。

第 36 条（加盟店店舗による珠洲トチポ等の利用）

本規約は、加盟店店舗を除くユーザーによる珠洲トチポ等の利用について規定したものであり、加盟店店舗による珠洲トチポ等の利用についてはトチツーカー加盟店規約に規定するところによります。

制定日：2023 年 10 月 2 日

改訂日：2024 年 3 月 25 日

改訂日：2024 年 10 月 7 日

改訂日：2025 年 3 月 10 日